

岡山市飲食店感染防止強化補助金

【補助金の趣旨】

新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大傾向にある中で、岡山市においても3月下旬から変異株の感染事例も増えてきている現状に対応するため、**市内飲食業者**等が実施する**感染防止対策を緊急的に支援**します。

【受付期間】

令和3年4月26日(月)～7月12日(月)

【補助対象者】

以下の(1)(2)の全ての要件を満たしている者

- (1) 食品衛生法上の**飲食店営業許可**または**喫茶店営業許可**を有し、岡山市内で**店内飲食を提供**する店舗（※飲食スペースを持つテラス営業、移動販売等を含む）
- (2) 令和3年**4月1日～6月30日**までに**補助対象となる感染対策用品**を購入し、支払いが完了していること

※申請書、添付書類等は店舗ごとに作成してください。

※本補助金以外で対象の感染対策用品を購入している場合でも、追加購入、買い替え等を行う場合は対象になります。

※市・国・県等、他の補助金の対象にした又はする予定の経費は本補助金の対象にはできません。

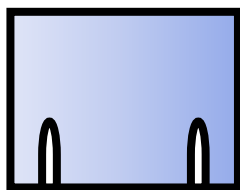
※1店舗1回限りの申請です。再度補助申請することはできません。

【補助の対象となる感染対策用品】

①～④の**購入・加工・設置費用**のみ補助対象となります。**複数の用品の組み合わせも可能**です。

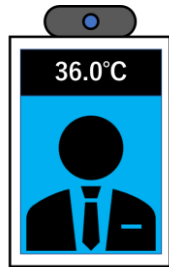
①飛沫防止板

- ・アクリル板（台座含む）
- ・ビニールカーテン等



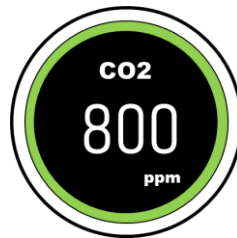
②非接触体温測定器

- ・非接触式検温計
- ・サーマルカメラ等



③CO2濃度測定器

- ・CO2モニター
- ・CO2センサー等



④非接触消毒器

- ・アルコールディスペンサー
- ・足踏み式消毒スタンド等

※機器と同時購入であればボトルや消毒液も対象。消毒液のみは対象外



【補助額】

1店舗あたり補助上限 5万円として、**10/10補助**（千円未満切り捨て）

※**実際に支払った購入費用(税抜き)の範囲内**で支給します。

【申請方法】

新型コロナ対策のため、**申請は郵送のみの受付**となります。
持参した場合、受付はできませんのでご注意ください。
詳細は裏面の【申請の流れ】又は岡山市ホームページを参照ください。

【問合せ先・郵送先】

**岡山商工会議所、岡山北商工会、
岡山西商工会、岡山南商工会、
赤磐商工会瀬戸支所**（連絡先は裏面参照）

【申請の流れ】

①補助対象となる感染対策用品を購入（令和3年4月1日～6月30日までに支払いを完了）

②以下の書類を下記「問い合わせ先・郵送申請先」に郵送。（店舗の所在地によって異なります）
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、窓口での受付は行いません。申請は郵送のみです。ご理解、ご協力をお願いします。

● 岡山市飲食店感染防止強化補助金交付申請書（様式第1号）

● 添付書類

(1) チェックリスト

(2) 食品衛生法上の飲食店営業許可書または喫茶店営業許可書の写し

(3) 購入した感染対策用品の領収証の写し（A4用紙に印刷or台紙に貼付け）

(4) 補助金振込口座の通帳の写し（通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方をA4用紙に印刷）

(5) 店内飲食スペースの写真及び購入した感染対策用品を店舗に設置した写真（A4用紙に印刷or台紙に貼付け）

(6) 本人確認書類の写し（個人事業主の場合）（A4用紙に印刷）

※申請書、添付書類等は店舗ごとに作成してください。

※封筒に「**岡山市飲食店感染防止強化補助金申請書在中**」と**朱書き**してください。

※申請様式は岡山市及び申請先のホームページよりダウンロードできるほか、岡山市の本庁舎、各区役所、支所、地域センター及び各申請先で配布します。

申請書等のダウンロードは
こちら↓から

岡山市ホームページ

QRコード



【申請受付期間】 **令和3年4月26日(月)～7月12日(月)**（消印有効）

③提出書類を審査し、補助が決定した場合は金額確定の後、指定口座に補助金を振り込みます。

【ご注意ください】

※**補助対象外**の経費の例

- ・領収書や振込明細等の宛名が、申請書に記載した「申請者名（会社名/個人名/屋号）」、「代表者名」、「店舗名称」、「店舗責任者氏名」以外のものや空欄のもの
- ・申請書に記載した「申請者名（会社名/個人名/屋号）」、「代表者名」、「店舗名称」、「店舗責任者氏名」以外のクレジットカードで支払ったもの
- ・一般価格や市場相場等と比べて著しく高額なもの及び中古品
- ・グループ企業や関連会社、自社の役員や社員等に対して支払ったもの
- ・手形・小切手・金券・商品券・ポイント等による支払いを行ったもの
- ・他の取引と混在した支払いであって明細等で当該経費が判別できないもの
- ・他の取引との相殺による支払いを行ったもの
- ・領収書、振込データ、通帳等、支払いが確認できる書類が提出できないもの
- ・補助対象は購入・加工・設置費用（税抜き）のみです。送料や手数料等は対象になりません。
- ・感染対策用品のレンタルまたはリースの費用は対象になりません。

※クレジットカードで支払いを行った場合は、次の①②③を添付してください。

- ① クレジット払いであることと、宛名、金額の内訳が明記された領収証
- ② カード会社発行の「カード利用明細」
- ③ 引き落としが確認できる通帳の写し

問い合わせ先・郵送申請先（問い合わせ時間：平日午前9時から午後5時）

店舗所在地	お問い合わせ先・申請先	住所	連絡先
岡山市のうち下記以外の地域	岡山商工会議所	〒700-8556 岡山市北区厚生町3-1-15	086-232-2266
御津地区、一宮地区、津高地区、上道地区、建部地区	岡山北商工会	〒709-2121 岡山市北区御津宇垣1630-1	086-724-2131
吉備地区、高松地区、足守地区	岡山西商工会	〒701-0153 岡山市北区庭瀬488-6	086-293-0454
藤田地区、妹尾地区、福田地区、興除地区、灘崎地区	岡山南商工会	〒701-0221 岡山市南区藤田564-131	086-296-0765
瀬戸地区（旧 赤磐郡瀬戸町）	赤磐商工会 瀬戸支所	〒709-0861 岡山市東区瀬戸町瀬戸91-15	086-952-0323